（一般納付金基礎額）

第九条　前条第一号の一般納付金基礎額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号から第四号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

一　一般納付金算定基礎額

二　イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数に一を加えた数

イ　医療費指数反映係数

ロ　年齢調整後医療費指数から一を控除した数

三　イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　一般納付金所得係数

(2)　一般納付金所得等割合

ロ　一般納付金被保険者数等割合

ハ　イ(1)に掲げる数に一を加えた数

四　一般納付金基礎額調整係数

2　前項第一号の一般納付金算定基礎額は、当該年度における当該都道府県に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該都道府県に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。

一　次に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

イ　国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用の額

ロ　前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額

ハ　法第八十一条の二第三項の規定による繰入金の繰入れに要する費用の額

ニ　法第八十一条の三第二項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金（以下「特別高額医療費共同事業拠出金」という。）の納付に要する費用の額

ホ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。次号ワにおいて同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額

イ　法第七十条第二項の規定の適用がないものとした場合における同条第一項の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係る部分を除く。）の額

ロ　法第七十条第三項の規定による負担金の額（第十三条第一号の額を同号イに掲げる額とする場合にあつては、零）

ハ　法第七十二条第一項の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係る部分並びに当該都道府県内の全ての市町村に係る前条第五号の市町村別納付金減算額（以下第十一条までにおいて「市町村別納付金減算額」という。）に係る部分を除く。）の額

ニ　法第七十二条第三項の規定による交付金（当該都道府県内の全ての市町村に係る市町村別納付金減算額に係る部分を除く。）の額

ホ　法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係る部分並びに当該都道府県内の全ての市町村に係る市町村別納付金減算額に係る部分を除く。）の額

ヘ　法第七十二条の二第二項の規定による繰入金の額（第十三条第一号の額を同号イに掲げる額とする場合にあつては、零）

ト　法第七十二条の五第一項の規定による負担金の額

チ　法第七十二条の五第二項の規定による繰入金の額

リ　法第七十四条の規定による補助金の額

ヌ　法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係る部分を除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係る部分を除く。）の額

ル　法第八十一条の三第一項の規定による交付金の額

ヲ　法第八十一条の三第四項の規定による負担金の額（第十三条第二号の額を同号イに掲げる額とする場合にあつては、零）

ワ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

3　第一項第二号イの医療費指数反映係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、当該都道府県内の市町村間における同号ロの年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案し、零以上一以下の範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。

4　第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる値のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。ただし、前項の規定により同号イの医療費指数反映係数を零とする場合にあつては、定めることを要しない。

一　医療費指数算定対象年度（当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度をいう。次号及び第三号において同じ。）の各年度におけるイに掲げる額を当該各年度におけるロに掲げる額で除して得た数の平均値

イ　当該市町村に係る被保険者に係る医療費指数算定基礎額（療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額をいう。以下この項において同じ。）その他被保険者に係る保険給付に要する費用の額の合算額

ロ　厚生労働省令で定める年齢階層（以下このロ及び次号ロにおいて「年齢階層」という。）ごとに(1)に掲げる額を(2)に掲げる数で除して得た額に(3)に掲げる数を乗じて得た額の合算額

(1)　全ての都道府県に係る当該年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額として厚生労働大臣が定める額

(2)　全ての都道府県に係る当該年齢階層に属する被保険者の総数として厚生労働大臣が定める数

(3)　当該市町村に係る当該年齢階層に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

二　医療費指数算定対象年度の各年度におけるイに掲げる額を当該各年度におけるロに掲げる額で除して得た数の平均値

イ　当該市町村が属する区域内市町村群（都道府県内の二以上の市町村によつて構成される区域として当該都道府県が定める区域内の市町村をいう。以下この項において同じ。）に係る被保険者に係る医療費指数算定基礎額その他被保険者に係る保険給付に要する費用の額の合算額

ロ　年齢階層ごとに(1)に掲げる額を(2)に掲げる数で除して得た額に(3)に掲げる数を乗じて得た額の合算額

(1)　前号ロ(1)に掲げる額

(2)　前号ロ(2)に掲げる数

(3)　当該区域内市町村群に係る当該年齢階層に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数